松江市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（松江市税賦課徴収条例の一部改正）

第１条　松江市税賦課徴収条例（平成17年松江市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（納税証明事項） 第18条の3　地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により**軽自動車税**を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第	（納税証明事項） 第18条の3　地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により**種別割**　　を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条**、第81条の6第1項**、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第

3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。)　当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間	(2)　**第 81 条の 6 第 1 項の申告書、**第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。)　当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間	(3)　**第 81 条の 6 第 1 項の申告書、**第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間
(4)～(6)　略	(4)～(6)　略
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第 33 条　略	第 33 条　略
2　略	2　略
3　法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定	3　法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定

配当等（　　次項及び　第34条の9において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	配当等（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。）　　に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
4～6　略	4～6　略
第3節　軽自動車税	第3節　軽自動車税
（軽自動車税の納税義務者等）	（軽自動車税の納税義務者等）
第80条　軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に　　課する。	第80条　軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。
	2　前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。
2　軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができないものである場合には、前項　の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。	3　軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割　を課することができないものである場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に　　課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。
（軽自動車税のみなす課税）	（軽自動車税のみなす課税）
第81条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を　　軽自動車等の所有者とみなして、軽自	第81条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自

動車税を課する。 2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	動車税を課する。 2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 3　法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 4　法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 （日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する環境性能割の非課税の範囲） 第81条の2　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

	(1)　救急用のもの (2)　血液事業の用に供するもの (3)　へき地巡回診療の用に供するもの (4)　患者の輸送の用に供するもの (5)　救護資材の運搬の用に供するもの (環境性能割の課税標準) 第81条の3　環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 (環境性能割の税率) 第81条の4　次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1)　法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの　100分の1 (2)　法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの　100分の2 (3)　法第451条第3項の規定の適用を受けるもの　100分の3 (環境性能割の徴収の方法) 第81条の5　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 (環境性能割の申告納付) 第81条の6　環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなけれ

	ばならない。 2　3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料) 第81条の7　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3　第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免) 第81条の8　市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減額し、又は免除する。 2　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 (環境性能割の課税免除) 第81条の9　市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割の課税を免除する。

	2　前項の規定による環境性能割の課税免除を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。
（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）	（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割　　の非課税の範囲）
第81条の2　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。	第81条の10　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、種別割　　を課さない。
（軽自動車税の課税免除）	（種別割　　の課税免除）
第81条の3　商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。	第81条の11　商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割　　を課さない。
（軽自動車税の税率）	（種別割　　の税率）
第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割　　の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
（軽自動車税の賦課期日及び納期）	（種別割　　の賦課期日及び納期）
第83条　軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。	第83条　種別割　　の賦課期日は、4月1日とする。
2　軽自動車税の納期は、5月13日から同月31日までとする。	2　種別割　　の納期は、5月13日から同月31日までとする。
3　略	3　略
（軽自動車税の徴収の方法）	（種別割　　の徴収の方法）
第85条　軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。	第85条　種別割　　は、普通徴収の方法によって徴収する。
（軽自動車税に関する申告又は報告）	（種別割　　に関する申告又は報告）
第87条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動	第87条　種別割　　の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動

車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式　　による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
2　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式　　による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	2　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式　　による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。	3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
4　略	4　略
（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）	（種別割　　に係る不申告等に関する過料）
第88条　略	第88条　略
（軽自動車税の減免）	（種別割　　の減免）

第89条　市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**軽自動車税**を減額し、又は免除する。 (1)～(3)　略 2　前項の規定によって**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8)　略 3　第1項の規定によって**軽自動車税**の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する**軽自動車税**の減免) 第90条　市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**軽自動車税**を減額し、又は免除する。 (1)・(2)　略 2　前項第1号の規定によって**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」とい	第89条　市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**種別割　　**を減額し、又は免除する。 (1)～(3)　略 2　前項の規定によって**種別割　　**の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8)　略 3　第1項の規定によって**種別割　　**の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する**種別割　　**の減免) 第90条　市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、**種別割　　**を減額し、又は免除する。 (1)・(2)　略 2　前項第1号の規定によって**種別割　　**の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」とい

う。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)　略

3　略

4　第1項第2号の規定によって**軽自動車税**の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しな

う。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)　略

3　略

4　第1項第2号の規定によって**種別割**の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しな

ければならない。	ければならない。
5　前条第3項の規定は、第1項の規定によって**軽自動車税**の減免を受けている者について準用する。	5　前条第3項の規定は、第1項の規定によって**種別割**　　の減免を受けている者について準用する。
（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）	（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）
第91条　略	第91条　略
2　法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第2項ただし書**の規定によって**軽自動車税**を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**軽自動車税**を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第2項ただし書**の規定によって**軽自動車税**を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。	2　法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第3項ただし書**の規定によって**種別割**　　を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。**種別割**　　を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は**第80条第3項ただし書**の規定によって**種別割**　　を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。
3～5　略	3～5　略
6　第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原	6　第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原

動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割　　が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
7　略	7　略
附　則	附　則
	（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）
	第7条の3　平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
	2　前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。
	3　第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月

	15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。
(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が　平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には　、法附則第5条の4第5項　(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2　前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項　」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条	第7条の3の2　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2　前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条

の３第１項　　」とする。	の３の２第１項」とする。
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）
第８条　昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第８条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項　　及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3　略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2　略 2　略 3　法附則第15条第13項本文に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 4　法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5　法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6　法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 7　法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 8　法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9　法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 10　法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 11　法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 12　法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条	3　略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2　略 2　略 3　法附則第15条第14項本文に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 4　法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5　法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6　法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 7　法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 8　法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9　法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 10　法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11　法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 12　法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条

例で定める割合は3分の1とする。	例で定める割合は2分の1とする。
13　法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	13　法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
14　法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3　とする。	14　法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は14分の11とする。
15　法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	15　法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16　法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	16　法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
17　法附則第15条第24項第4号　に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。	17　法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
	18　法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
	19　法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
	20　法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
18　法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	21　法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
19　法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	22　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
20　法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	23　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
21　法附則第15条第36項に規定する市町村	24　法附則第15条第37項に規定する市町村

の条例で定める割合は3分の1とする。	の条例で定める割合は3分の1とする。
22　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	25　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
23　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	26　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
24・25　略	27・28　略
26　法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3　略	第10条の3　略
2～6　略	2～6　略
7　法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	7　法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
8　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	8　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
9　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	9　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(4)　令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4)　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5)　略	(5)　略
(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7)　略	(7)　略
10　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	10　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補	(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補

助金等 (6)　略 11　略 12　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　略 (5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等 (6)　略 13・14　略 15　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	助金等 (6)　略 11　略 12　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　略 (5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6)　略 13・14　略 15　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
16　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物　について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	16　法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である　　旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別	(3)　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂　　のいずれに該当するかの別
(4)～(6)　略	(4)～(6)　略
	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
	第15条の2　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割

	の賦課徴収の例により、行うものとする。 2　島根県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3　島根県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定に

よりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3　市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、島根県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減額し、又は免除する。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）

第15条の3の2　市長は、当分の間、第81条の9の規定にかかわらず、島根県知事が自動車税の環境性能割の課税を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割の課税を免除する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4　第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「島根県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5　市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6　営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

（軽自動車税　　の税率の特例）

第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項　　において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税　　に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略
3　法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	3　法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 4　法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場

	合には当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。
(軽自動車税＿＿＿＿の賦課徴収の特例) 第16条の2　市長は、軽自動車税＿＿＿＿の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項＿＿の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
2　市長は、納付すべき軽自動車税＿＿＿＿の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税＿＿＿＿に関する規	2　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規

定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。	定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。
3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税**の種別割**の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)
第16条の3　略	第16条の3　略
2　略	2　略
3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市

民税の課税の特例）	民税の課税の特例）
第16条の4　略	第16条の4　略
2　略	2　略
3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
4　略	4　略
（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第17条　略	第17条　略
2　略	2　略
3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第17条の2　昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときに	第17条の2　昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときに

おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2)　略	おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2)　略
2　前項の規定は、昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	2　前項の規定は、昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3　略	3　略
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条　略	第18条　略
2～4　略	2～4　略
5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略	5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第19条　略	第19条　略
2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条	(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条

の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条　略	第20条　略
2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合	(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項**、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合

計額」とする。 (3)～(5)　略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2　略 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**及び第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**及び第7条の3第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 3・4　略 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項	計額」とする。 (3)～(5)　略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2　略 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項**、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 3・4　略 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項

及び第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の３　略

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の３　略

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項及び第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項並びに附則第７条第１項、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 3・4　略 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 6　略	項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 3・4　略 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　略 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 6　略

（松江市都市計画税条例の一部改正）

第２条　松江市都市計画税条例（平成17年松江市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （法附則第15条第13項の条例で定める割合） 第２条　法附則第15条第13項本文に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３とする。 （法附則第15条第31項の条例で定める割合） 第３条　法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合） 第４条　法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第15条第36項の条例で定める割合） 第５条　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。 （法附則第15条第40項の条例で定める割合） 第６条　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。 （法附則第15条の11第１項の条例で定める割合） 第７条　法附則第15条の11第１項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。	附　則 （法附則第15条第14項の条例で定める割合） 第２条　法附則第15条第14項本文に規定する市町村の条例で定める割合は５分の３とする。 （法附則第15条第32項の条例で定める割合） 第３条　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第15条第36項の条例で定める割合） 第４条　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 第５条　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合） 第６条　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

（改修特別特定建築物　に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第８条　法附則第 15 条の 11 第１項の改修特別特定建築物　について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第３項第１号に規定する同法第２条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	第７条　法附則第 15 条の 11 第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である　　旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（1）・（2）　略	（1）・（2）　略
（3）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第３項の条例で定める同法第２条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別	（3）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂　　のいずれに該当するかの別
（4）～（6）　略	（4）～（6）　略
第９条・第 10 条　略	第８条・第９条　略
第 11 条　附則第９条の規定の適用を受ける	第 10 条　附則第８条の規定の適用を受ける

宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
第12条　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。	第11条　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
第13条　商業地等のうち当該商業地等の当	第12条　商業地等のうち当該商業地等の当

該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 9 条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。	該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 8 条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
第 14 条・第 15 条　略	第 13 条・第 14 条　略
第 16 条　前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 14 条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次条の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。	第 15 条　前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 13 条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次条の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。
第 17 条　附則第 9 条及び第 11 条の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 9 条及び第 12 条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 10 条、第 12 条及び第 13 条の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 12 条から第 14 条までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 14 条の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、	第 16 条　附則第 8 条及び第 10 条の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 8 条及び第 11 条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 9 条、第 11 条及び第 12 条 の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 11 条から第 13 条までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 13 条の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、

附則第13条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15条及び前条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。	附則第13条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14条及び前条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。
第18条　法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	第17条　法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
第19条　略	第18条　略

（松江市税賦課徴収条例及び八束郡東出雲町の編入に伴う松江市税賦課徴収条例及び松江市都市計画税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条　松江市税賦課徴収条例及び八束郡東出雲町の編入に伴う松江市税賦課徴収条例及び松江市都市計画税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年松江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則	附　則
第5条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税＿＿＿＿に係る松江市税賦課徴収条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の	第5条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る松江市税賦課徴収条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の

表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略	略

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松江市税賦課徴収条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第4条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2　この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3　令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条　次項に定めるものを除き、この条例による改正後の松江市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定

する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。